

(請求人) 殿

立川市監査委員 村木 良造

〃 佐藤 みち子

〃 中島 光男

職員措置監査請求監査結果について(通知)

平成25年12月13日付で提出された地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 請求人

住所・氏名略

第2 請求の受理

平成25年12月13日付で提出のあった本件請求については、法第242条の要件を具備しているものと認め、平成25年12月16日(補正 平成26年1月14日)にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求の趣旨(措置請求書の原文のとおり)

立川市では、平成18年度より、市営駐車場に於いて指定管理者制度を導入し、募集にあたり、「駐車場の管理運営に対する指定管理料は市から払わず、利用料金制度を採用することとし、基本納付額として140,000,000円を市に納付し、それ以上の収益があった場合、何%納付できるか提案する」方式を採用した。

上記募集に対し、〇〇〇株式会社が、基本納付額を超える収益があった場合、80%を市に納付することを提案し、選考の結果、平成18年度から平成21年度の指定管理者として選定された。

また、基本納付額については、基本協定第 30 条第 2 項により「不可抗力、経済情勢等の著しい悪化および駐車場周辺環境の激変等、指定管理者の責めに帰することができない事由で収益が基本納付金を下回った場合は、(甲乙) 協議のうえ基本納付金を決定するものとする。」と規定されていた。

ところが、情報公開請求により、立川市より開示された資料によれば、導入初年度こそ募集・提案どおりの計算方法に基づく納付がなされているが、平成 19 年度及び平成 20 年度は、基本納付額は 131,600,000 円に減額(8,400,000 円の減額)され、追加納付額の計算方法も、「(利用料収入－管理支出－基本納付額) × 80%」ではなく、新たに「歩合発生基準額(240,450,000 円)」なる基準が設定され、「(利用料収入－歩合発生基準額) × 80%」に変更されていた。

この点に関する弊社からの質問に対し、立川市は「指定管理者の責任ではない理由による出来事として、減額しました。」と回答している。

しかしながら、基本納付額が見直される条件は、前記協定によれば、a. 指定管理者の責めに帰することができない事由が発生し、且つ、b. 収益が基本納付額を下回ったことであるが、平成 19 年度の収益は 191,893,000 円、平成 20 年度の収益は 185,825,300 円であり、いずれも基本納付額を超えているどころか、平成 18 年度の収益 147,709,480 円を大きく上回っており、b. の条件を満たしていない。

また、仮に、止むに止まれぬ事情が生じて基本納付額を減額したとしても、追加納付額の計算方法まで変更する理由がない。

いずれにしても、a・b の条件を同時に満たす状況が生じていない以上、基本納付額を減額し、追加納付額の計算方法を変更する根拠を欠き、平成 19 年度及び平成 20 年度に立川市と〇〇〇株式会社との間でなされた協定中、納付額に関する規定は、違法または不当な契約の締結に該当する。

平成 18 年度と同様の計算方法によれば、立川市への納付額は、平成 19 年度 181,514,400 円、平成 20 年度 176,660,240 円であるが、実際には、平成 19 年度 179,830,400 円、平成 20 年度 174,260,240 円しか納付されておらず、それぞれの差額合計 4,084,000 円の損害が立川市に発生している。

よって、請求人は立川市に対し、〇〇〇株式会社に 4,084,000 円を請求することを求める。

なお、平成 19 年度・平成 20 年度の協定締結より 1 年を経過しているが、請求人が上記事実を知ったのは、平成 25 年 7 月 13 日付でなした公文書公開請求に対する、平成 25 年 7 月 30 日付の立川市の公開決定後であり、それ以前に請求人が

上記事実を探知することは不可能であるから、本請求には地方自治法第 242 条第 2 項但書の「正当な理由」がある。

## 2 資料（事実証明書）

- (1) 総務省ホームページ「(立川市)駐車場への指定管理者制度の導入」の 1 頁
- (2) 上記の 4 頁
- (3) 上記の 5 頁
- (4) 立川市ホームページ「平成 20 年度指定管理者（立川市営駐車場）監査結報告書」の別紙 1 「立川市駐車場指定管理者収支計画総括表」
- (5) 「立川市営駐車場指定管理者に係る収支表」（平成 25 年 7 月 30 日付立川市公開決定）
- (6) 立川市ホームページ「平成 25 年度立川市駐車場指定管理者募集における質問と回答」
- (7) 「平成 20 年度指定管理者（立川市営駐車場）監査結報告書」の 4 頁
- (8) 請求人による平成 25 年 7 月 13 日付「公文書公開請求書」及び立川市の平成 25 年 7 月 30 日付「公文書公開決定通知書」

## 3 監査対象事項

立川市は、指定管理者の募集にあたり基本納付額を 140,000,000 円とし、基本協定でも同額を基本納付額と規定し協定を結んでいる。しかし、平成 18 年度には基本協定通り納付されたが、平成 19 年度及び平成 20 年度においては 131,600,000 円に減額されている。また、追加納付額についても、指定管理者の提案とは異なり、新たに「歩合発生基準額 240,450,000 円」を設定し計算方法が変更され、これにより追加納付が行われている。いずれの変更についても明確な根拠がなく、違法または不当な契約の締結に該当する。

この結果、平成 18 年度と同様の計算方法によれば、平成 19 年度において 1,684,000 円、平成 20 年度において 2,400,000 円、合計で 4,084,000 円の損害が立川市に生じている。そこで、立川市は指定管理者に対して当該損害額を請求することを求める。

## 4 監査対象部課

立川市都市整備部交通対策課を監査の対象とした。

## 第4 監査の方法

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成26年1月14日、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人は陳述を行った。

また、立会人として関係職員3名が出席した。

### 2 関係職員の陳述

平成26年1月14日、都市整備部長、交通対策課長、交通企画係長から陳述の聴取を行った。

また、立会人として請求人が出席した。

### 3 関係部署からの提出書類

- (1) 立川市営駐車場指定管理者募集要項（18～20年度）
- (2) 立川市営駐車場指定管理者募集要項（21～25年度）
- (3) 指定管理者の提案書「立川市駐車場指定管理事業計画書」
- (4) 立川市営駐車場指定管理者基本協定書（18～25年度）
- (5) 立川市営駐車場指定管理者年度協定書（20～25年度）
- (6) 立川市営駐車場年次事業報告書（19～20年度）
- (7) 立川市営駐車場年次事業報告書（21～24年度）
- (8) 指定管理者制度導入ガイドライン（基本編）
- (9) 指定管理者制度導入ガイドライン（実務編）
- (10) 指定管理者利用料金収入調定票（19～24年度）

及び「平成18年度立川市歳入歳出決算書」の写し

## 第5 監査の結果

### 1 主文

本件請求について、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求の平成19年度については、地方自治法第236条の規定により債権不存在の為、監査せず却下する。

平成20年度については、理由がないものとして棄却する。

以下、その判断理由について述べる。

## 2 理由

指定管理業務の協定期間内における基本納付額の減額については、指定管理者選定時の管理業務仕様書の中で提示していた基本納付額を決定する前提条件が、変更されたことによるものである。

具体的には、緑川駐車場を公営競技事業部に年間約 120 日貸出し、来場ファン用駐車場として運用するとしていたが、入場人員の低迷により指定管理 2 年目の平成 19 年 4 月 1 日から、公営競技事業部への貸出しが中止され、公営競技事業部からの貸出し売上額 16,800,000 円が見込めなくなり、これに伴う経費節減額が 8,400,000 円と見込まれることから、収益減少額が 8,400,000 円となり、基本納付額を 140,000,000 円から 131,600,000 円に減額したものである。

このような条件変更は、基本協定書の第 30 条 2 の「不可抗力、経済情勢の著しい悪化等、指定管理者の責めに帰すことが出来ない事由」を根拠とする変更ではなく、第 50 条の「業務の前提条件若しくは内容が変化したとき、基本協定の規定を変更することができる。」に該当する変更要件と解されることから、立川市及び指定管理者の協議により基本納付額を減額し、年度協定書の第 4 条 1 の別表 1 に規定したものである。

また、追加納付については、収益から基本納付額と年度協定書で定める管理経費額の合計額を差し引いた額の 80% とし、経営努力による管理経費の削減は指定管理者の利益との考えから、管理経費額と追加納付割合について提案させ、これに基づき、基本納付額と管理経費額の合計額を「歩合発生基準額」とし年度協定書に定めたものである。具体的には、平成 20 年度年度協定書の中に基本納付額 131,600,000 円と管理経費額 108,850,000 円の合計を歩合発生基準額 240,450,000 円と定めたものである。このことから、「指定管理者募集要項」の「6、市への納付金」で、納付金額や納付時期については、年度協定書で定めるとあることや、基本協定書の第 31 条 2 の「超過収益分の納付割合等の詳細は、年度協定書で定める」を根拠とし、平成 20 年度協定書によれば第 3 条に「経営努力等によって利用料金の年額が 240,450,000 円を超過した場合、その超過額の 80 パーセントを立川市に返納する」との条文を規定し、協定を交わしたものである。

以上のことから、立川市及び指定管理者は、当該指定管理業務を履行するにあたり、適正に定められた「基本協定書」及び「年度協定書」を遵守しており、会計処理においても適正に執行・処理されていることから、「違法又は不当な契約の締結」には当たらないと判断する。